

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月26日
【会社名】	ニデック株式会社
【英訳名】	NIDEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員（最高経営責任者） 岸田 光哉
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員 佐村 彰宣
【本店の所在の場所】	京都市南区久世殿城町338番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員（最高経営責任者）岸田光哉及び常務執行役員（最高財務責任者）佐村彰宣、執行役員南井正之（最高コンプライアンス責任者）及び執行役員村上和也（最高法務責任者）は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、単一の指標のみでなく関連する他の要素も考慮して決定することが適切であると考え、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とする方法を基本としつつ、各事業拠点の前連結会計年度の総資産（連結会社間取引消去後）の金額的及び質的影響を考慮して決定しました。選定した重要な事業拠点においては、当社は製造業であり、製造及び販売が収益獲得活動であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の高い業務プロセスとして評価対象に追加しています。具体的には、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性を考慮して決定した勘定科目ごとのカバー率に達している事業拠点について、重要性の高い業務プロセス（経理決算プロセス、財務管理プロセス、購買プロセス、製造プロセス、固定資産管理プロセス、人事管理プロセス、試験研究プロセス等）を評価対象に個別に追加しています。

しかしながら、「3 評価結果に関する事項」に記載のとおり、上記の財務報告に係る内部統制の評価範囲の見直し及び見直し後の評価範囲における内部統制の評価手続を実施できなかったことから、財務報告に係る内部統制の評価を完了することができませんでした。

3 【評価結果に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、

財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社グループは、当社の連結子会社で、家電・車載事業統括本部家電産業事業本部下の NIDEC FIR INTERNATIONAL S.R.L.(イタリア所在。以下、「FIR 社」といいます。)に関する貿易取引上の問題を認識し、国際貿易法及び関税法の経験を有する外部専門家に調査を依頼しました。その結果、FIR社製造のモータについて、米国における原産国申告に誤りがあり、未払関税が発生している事実を認識しました。かかる調査結果を踏まえて、当社は、外部専門家とともに、更なる社内調査・検討を行いこの問題への対処を進めました。その結果、当社は2025年3月期の有価証券報告書について、当初の提出期限である2025年6月30日に提出できず、提出期限の延長申請の承認を得た上で、2025年9月26日に提出しています。

FIR社の問題については、問題認識後に適時に連結財務諸表に反映できなかった親会社としての当社に主な原因があったものと認識しています。具体的には、法令違反の可能性が疑われる行為に関する情報の共有を受けた当社の役職員が、その情報について定められたルートに従って当社経営陣に対する報告を行わなかったことから、重要なリスク情報について社内に必要な協議や検討対応が行われず、早期是正の機会を失ったこと(当社の全社的な内部統制:情報と伝達)、及び当社が連結決算に反映させるべき重要なリスク情報を網羅的に収集する内部統制が適切に整備されていなかったこと(当社の経理決算プロセスに係る内部統制)が挙げられます。

以上より、当社は、内部統制上の不備として、当社における全社的な内部統制(情報と伝達)と経理決算プロセスに係る内部統制の不備を認識しており、これらの不備は、当社の財務報告に潜在的に重要な影響を及ぼす可能性が高いと考えられるため、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記の開示すべき重要な不備は、当該事実の判明が当連結会計年度の末日後であったため、当連結会計年度の末日までに是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する現時点で認識している必要な修正は、連結財務諸表に反映していますが、連結財務諸表注記追加情報(第三者委員会による調査及びその他の社内調査等について)に記載のとおり第三者委員会による調査及び社内調査等は継続中であり、調査により虚偽表示が識別された場合には、連結財務諸表に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があります。その影響を反映させる場合における連結財務諸表項目及び金額並びに注記が明らかでないため連結財務諸表には反映していません。

なお、下記(第三者委員会による調査及びその他の社内調査等について)に記載のとおり、第三者委員会による調査及び社内調査等は継続中であり、当該調査を踏まえた財務報告に係る内部統制の評価範囲の見直し及び見直し後の評価範囲における内部統制の評価手続を実施できなかったことにより、当連結会計年度末日時点における財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断しました。

(第三者委員会による調査及びその他の社内調査等について)

1. 第三者委員会による調査について

当社は、当社及びグループ会社の経営陣の関与又は認識の下で、資産性にリスクのある資産に関する評価減の時期の恣意的な調整などの連結財務諸表全体に重要な影響を及ぼす可能性のある不適切な会計処理の疑義を認識したため、当社から独立した第三者委員会による客観性のある調査を行う必要があると判断し、2025年9月3日に日本弁護士連合会が定める「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した第三者委員会を設置しました。同第三者委員会に対して、不適切な会計処理の疑義に係る事実関係の調査、不適切な会計処理が判明した場合の影響額の算定、不適切な会計処理が判明した場合の原因の究明及び再発防止策の提言、その他、第三者委員会が必要と認めた事項の調査を委嘱しています。

2. その他の社内調査等について

当社は、以下のような事案（貿易取引及び関税に係る諸問題等）について外部専門家への依頼を含む社内調査等を実施しています。

FIR社において、過年度を含む連結会計年度に米国の関税法及び規制に基づく原産国申告誤りによる未納の追加関税の発生を起因とする貿易取引及び関税に係る問題を認識しています。外部専門家とともに社内調査を実施しており、外部専門家の調査により現時点において認識した未払関税等は、その影響を連結財務諸表へ反映しています。なお、社内調査中である関与者の評価、及び内部統制への影響、並びに追加の未払関税等の要否等は、第三者委員会での調査結果次第で必要な対応を行っていきます。

上記の社内調査の過程において、ニデックエレシス株式会社（現ニデック株式会社車載事業本部インパータ事業部）においても、過年度の中国への輸出取引に際して、中古品の無償取引における申告価格を適正金額より低く関税申告していることが疑われる事案が発見されました。本件については、社内調査の一環として外部専門家による追加調査を依頼しています。

当社は、当社のスイス連結子会社が必要な登録をせずに輸出取引を行っていた事案について適切な対応がなされていなかった疑いが上記の調査の過程で発見され、また、内部通報において当社の中国連結子会社が過年度を含む連結会計年度に源泉所得税を過少申告していたことが疑われる事案を認識したため、事実確認を含めて必要な対応を進めています。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、現時点で認識している開示すべき重要な不備を是正するために、当社グループにおいて、以下の再発防止策を速やかに策定、実行することで財務報告の信頼性を確保していきます。

なお、第三者委員会による調査及び社内調査等の結果、以下の再発防止策に変更が生じる可能性があります。

(1) コンプライアンス最優先の意識/企業風土の醸成

当社取締役会から当社グループ内に対する明確なメッセージの発信

- ・コンプライアンス違反及びその可能性も見逃さず、放置しない。
- ・違反行為が発覚した場合、法務コンプライアンス部に直ちに報告し、違反行為の停止を最優先とする。
- ・その後、事実関係の調査及び再発防止策を含む適切な対応をとる。

人事処分を通じたコンプライアンスを最優先にした対応の必要性の周知徹底

- ・実施した人事処分の内容の従業員への周知徹底。

法務コンプライアンス部門の機能強化・権限強化

- ・法務コンプライアンス部門が調査等の対応を主導。
- ・事業部等が法務コンプライアンス部門の指示に従わない場合のエスカレーション手続の明確化。

(2) 組織・体制の強化

貿易コンプライアンス体制の強化

- ・当社貿易管理室の役割を明確化し、人員を強化する。

グローバルガバナンス体制の強化

- ・CLO（最高法務責任者）の役職を設けて専門的知見と経験を有する人物を配置するとともに、北米に法務コンプライアンス専門家を配置する。当社による各地域の法務コンプライアンスオフィサーとの連携を強化し、リスク情報の共有と即応能力の向上を図る。

(3) 手順・規程・仕組みの改善

当社グループのレポーティングラインの改善

- ・本件のような情報伝達の停滞を防ぐため、下記を規程で明文化する。

- 1) 重要なリスク情報は、直接当社の最高コンプライアンス責任者（CCO）に報告すること。
- 2) 各地域法務コンプライアンスオフィサーが法令違反行為及び法令違反のおそれがある行為を認識した場合は、当社法務コンプライアンス部門に報告すること。

当社グループ法務コンプライアンス部門間の情報共有

- ・海外の法務担当者と定期的な情報共有の場を設け、その情報を当社の法務コンプライアンス部門内の主要メンバー間で共有する。

内部統制の適切な整備

- ・経理部門から法務コンプライアンス部門に問い合わせを行い、認識している重要なリスク情報が網羅的であるかどうかを確かめる。

(4) 人事処分

適切な人事処分の実施。

4 【付記事項】

前連結会計年度に、当社の連結子会社であるニデックドライブテクノロジーにおいて、連結決算手続における売上高の過大計上を識別しており、当社の経理決算プロセスは有効ではなく、当社の財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が存在しており、前連結会計年度末における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。当社は当該開示すべき重要な不備を是正するために以下の再発防止策を実行しました。

(1) 他の関連した問題の識別や会計処理及び表示の改善を行うための、過年度に開示した書類及び訂正された連結財務諸表に含まれる連結決算仕訳に対しての詳細なレビューの実施

- ・開示すべき重要な不備となった連結決算仕訳と同様の特徴を有する仕訳について、過去の連結決算仕訳の趨勢分析及び過年度も含めた詳細なレビューを実施しました。

(2) 連結決算手続に係る方針の更新、連結子会社間取引に関連する調整対象案件を特定する際に必要な正確かつ網羅的な情報を把握するための体制の強化、並びに連結決算処理に対する検証及び承認権限者による承認手続に重点を置いた研修の実施

- ・連結調整処理の手順書を作成し、連結決算手続に係る方針を更新しました。
- ・組織体制の変更を行い、経理部門以外の組織も含めた組織が網羅的に情報を把握する体制を構築しました。
- ・連結決算処理に関する研修を実施しました。

(3) 当社及び子会社の経理財務責任者による連結決算手続に対する包括的なモニタリング機能の強化及び経理決算プロセスにおける連結子会社間取引の調整に関する査閲・承認手続の強化

- ・当社及び子会社の経理財務責任者による連結決算手続に対する包括的なモニタリング体制を整備し、承認手続を強化しました。

その結果、前連結会計年度に報告した開示すべき重要な不備を是正するための再発防止策について、適切に整備運用されていることから、前連結会計年度に存在した開示すべき重要な不備は、当連結会計年度末において是正されたと判断しました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。